

人事院公示第21号

人事院総裁は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第3項第2号の規定に基づき、平成13年人事院公示第6号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年12月5日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第1項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を次のとおり指定する。 人事院 (東京) <u>都港区虎ノ門2の2の3)</u> (略)	1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第1項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を次のとおり指定する。 人事院 (東京) <u>都千代田区霞が関1の2の3)</u> (略)
2 (略)	2 (略)

- 2 この決定による改正は、令和8年1月26日から効力を発生する。